

大分市まちづくり自治基本条例の検証にあたっての視点と進め方

検証にあたっては、下記の視点1・視点2に基づいて、大分市としての内部評価や今後の方向性を「庁内検討委員会」でとりまとめ、その内容を外部有識者からなる「まちづくり自治基本条例検討委員会」（以下、検討委員会）へお示しし、視点3に基づいた条例修正（追加・改正・削除）の必要性や進捗状況等に対する意見をいただく。最終的に、視点4に基づく提言書をご提出いただき、市として条例改正等の必要性について判断する。

視点1 これまでの取組（条例の進捗状況）

- 各条文の趣旨を踏まえて、これまでにどのような取組を進めてきたのかを整理する。

視点2 成果・課題と今後の方向性

- 条例を推進する中から見えてきた成果・課題や、今後の取組の方向性（課題解決に向けた考え方）を整理する。
 - ・「成果・課題」「今後の取組の方向性」について、庁内検討委員会で市としての考え方として決定する。

視点3 条例修正（追加・改正・削除）の必要性

- 視点1・視点2を踏まえ、以下の（1）～（4）に基づき、条文修正（追加・改正・削除）の必要性について、検討委員会より意見をいただく。
 - （1）条例の規定は妥当な内容か。
 - 制定当初のねらい、推進状況や現在の社会状況等と照らし合わせて、不備な点はないか。
 - （2）条例の規定に、あいまいな点や難しい点はないか。
 - 解釈が分かれるような表現はないか、市民から見てわかりにくい表現はないか。
 - （3）条例の規定を修正（追加・改正・削除）する必要があるか。
 - 修正する場合は、修正にあたっての考え方と修正内容を整理する。
 - 修正しない場合は、その考え方を整理する。
 - （4）新たな規定を設ける必要があるか。
 - 既存の条文以外に、新たに加えるべき規定はないか。

視点4 まちづくり自治基本条例検討委員会からの提言

- 条例の推進状況や成果・課題などを踏まえ、下記の考え方に基づく条文修正の必要性や今後の推進に向けての提言をとりまとめる。
 - （1）各条文に沿った取組みが適切に行われているか。
 - （2）条文修正の必要性は妥当か。
 - （3）条例の推進に向けての自由意見